

陳情第 1 号



2026年5月27日
霧島市議会議長 殿

陳情者

住所：霧島市国分

氏名：山本 忠義

霧島市立小学校・中学校における教員の休憩時間の確保及び労働環境改善を求める陳情

■ 陳情の趣旨

霧島市立小学校・中学校に勤務する教員、職員等（以下、総称して教員と言う）に対し、労働基準法に基づく休憩時間が適切に確保されるよう、必要な調査及び業務改善等の措置を講じることを求める。以上のことについて趣旨にご賛同をお願いします。

■ 陳情の理由

労働基準法第34条では、労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を、原則として労働時間の途中に、一斉に与え、かつ自由に利用させることが義務付けられている（違反した場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）。

しかし、日本の公立小学校・中学校においても、教員が法定の休憩時間を十分に取得できていない状況が広く指摘されている。霧島市においても例外ではなく、授業以外の時間帯においても、教員は、児童生徒の昼食指導、課題のチェック、トラブル対応などの生徒指導関係、安全確保や突発的対応のため、実質的に休憩が十分に取れていない違法な実態がある。

このような状況は、教員の心身の健康を損なうだけでなく、教育の質の低下や人材確保の困難化にもつながる重大な問題である。特に近年、教員の長時間過密労働や休職・離職、教員不足・未配置が社会問題となっており、働き方改革の一環として休憩時間の確保は喫緊の課題である。

実態を認識していながら、違法状態を放置することは許されず、霧島市においても、教員が適切に休憩を取得できる環境を整備することが強く求められる。

■ 陳情事項

1. 教育委員会は、霧島市立小学校・中学校において教員が法定の休憩時間を確実に取得できているかどうか、市内の小学校・中学校の実態調査を実施すること。
2. 教育委員会においては、調査結果を市の労働安全衛生委員会等においてよく分析、審議して、休憩時間の確保等のための適切な改善措置を講じること。
3. 霧島市立小学校・中学校においては、職員会議や校内労働安全衛生委員会において、休憩時間が確保できるよう体制の整備に関する論議を行い、具体的な改善を図ること。
4. 霧島市立小学校・中学校においては、教員の勤務実態を踏まえた業務削減および働き方改革を一層推進するにあたり、教職員の専門性を丁寧に位置づけること。
5. 教員の業務負担軽減と教育支援活動の充実を両立させるため、市として支援員・スタッフや教員の配置を拡充すること。
6. 基礎的な教員定数の改善を鹿児島県、ならびに国に対して強く働きかけること。

以上、地方自治法第 124 条の規定により陳情する。